函 教 指 令和6年(2024年) 12月6日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会学校教育部長

函館市いじめ防止基本方針(改訂案)に対するパブリックコメント (意見公募)手続の実施について

このことについて、令和元年10月に改訂しました函館市いじめ防止基本方針につきまして、令和5年3月に改定された「北海道いじめ防止基本方針」および令和6年8月に改訂された国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえまして、改訂することとしましたので、函館市パブリックコメント(意見公募)手続要綱に基づき、下記のとおり市民等からの意見を募集いたします。

つきましては,委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので, よろしくお願いいたします。

記

- 案件名
 函館市いじめ防止基本方針(改訂案)
- 2 意見募集期間令和6年12月6日から令和7年1月7日まで
- 3 結果公表の予定時期 令和7年2月(予定)
- 4 公表する資料
 - (1) 函館市いじめ防止基本方針(改訂案)の概要
 - (2) 函館市いじめ防止基本方針(改訂案)
 - (3) 函館市いじめ防止基本方針(改訂案)新旧対照表

学校教育部教育指導課 電話 21-3557

函館市いじめ防止基本方針(改訂案)の概要

《改訂の趣旨》

本市では、いじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すため、平成29年2月に「函館市いじめ防止基本方針(以下「本基本方針」という。)」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた 取組を進めてきたところですが、重大事態が発生した場合の具体的な対応や体制づくりが課題となっていました。

このような中、全国的に重大事態の発生件数が増加傾向となり、依然としていじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(以下「国のガイドライン」という。)等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況であることなどから、文部科学省は、令和6年8月に国のガイドラインを改訂したところです。

(追加)

これらの動向を踏まえ、このたび令和元年10月に改訂した「本基本方針」について、国のガイドラインの改訂を踏まえ、改訂することとしました。

なお、令和5年3月に改定された「北海道いじめ防止基本方針」も踏まえた改訂となっています。

いじめ※1の防止等に関すること

北海道いじめ防止基本方針(R5.3改定)を参酌し改訂

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 基本理念
- (2) いじめの理解
- ①いじめの定義
- ②いじめの熊様
- ③いじめの要因
- ④いじめの解消

2 いじめの防止等のための役割と取組

(1) 学校

- 「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努っめる。
- 「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、積極的にいじめのを認知に努めるする。 Gstr・修正
- 情報モラル教育等を推進し、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。(追加)
- (2) 教職員
- (3)保護者
 - ・ 保護する児童生徒のインターネット利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
- (4) 地域社会・市民
- (5)教育委員会
 - 学校に対して、いじめ問題の対応は、校長の強力なリーダーシップのもと、「学校い じめ対策組織」を中心として組織的に対応するよう指導する。
 - ◎ 学校に対して、保護者や地域住民と連携していじめ防止等のための取組を進めるよう 指導する。
 - 学校教育、社会教育、家庭教育におけるインターネットの適切な使用に関する教育の 推進に必要な取組を進める。

※1 「いじめ」:法第2条第1項に規定するいじめをいう。

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

重大事態※2に関すること

国のガイドライン(R6.8改訂)を参酌し改訂

(追加)

(油加)

(新設)

(6)(7)

(8)

3 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義
- (2) 重大事態への対処発生時の対応(修正)
 - 教育委員会会議において教育委員に報告する。
 - ◎ 学校に対し、指導主事、スクールカウンセラー等の派遣等の支援を迅速に行う。
 - ◎ 市長の判断等により函館市総合教育会議を開催する。

(3)調査の主体

- ●特に熟慮する必要性が高い事案は、以下のとおり。
 - 自殺または自殺が疑われる。

詳細に事実関係を明らかにすることが難しい。

上 学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている。

- 例えば、重大事態調査の公平性・中立性が確保された調査組織とするため、教育委員会が主体の場合、函館市いじめ防止対策審議会に第三者にあたる者を追加して調査することが考えられる。
- 函館市いじめ防止対策審議会において、調査に参加する委員の迅速な確保のため、職 能団体等との連携体制の構築に取り組む。
- (4)調査の方法実施(修正)
 - 対象児童生徒・保護者が調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。
- (5)調査結果の取扱い説明・報告(修正)
 - <u>函館市総合教育会議において</u>調査結果を市長に報告する。(追記)
 - 教育委員会会議において教育委員に報告する。(追加)
- (6) 調査報告書で提言された再発防止策の実施
 - ◎ 教育委員会・学校は、再発防止策の確実な実施に取り組む。
- (7) 市長による再調査
 - 再調査は、函館市いじめ問題再調査委員会において行う。
 - ◎ 法に基づき、函館市・教育委員会・学校は、当該事案の対処や再発防止の取組を行う。
- 市長から市議会に再調査結果を報告する。
- (8) 重大事態への対応フロー~教育委員会が主体の場合
- 参考 いじめ重大事態への対応 (削除) ⇒ 一部3の前文, (1), (4), (8) に記載

※2 「重大事態」: 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(第2号)と定義されている。

函館市いじめ防止基本方針 (改訂案)

平成29年2月

函館市教育委員会

(令和 年 月改訂)

はじめに

函館市教育委員会では、本市の教育施策を総合的・計画的に推進するために「函館市教育振興基本計画」を策定し、函館の教育がめざす人間像「自立」「共生」「創造」の実現に向けて、社会の変化を的確に捉えつつ、家庭、地域、学校などが連携・協働を図りながら取組を推進しています。

本基本計画における6つの基本目標の「基本目標1 変化する社会を生きる力の育成」では、いじめの未然防止等に係る取組の推進や、道徳教育の推進等について示しています。

各学校においては、この基本目標を踏まえ、すべての児童生徒が「いじめを 絶対に許さない」という認識をもてるよう指導の工夫・改善を図るとともに、 自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことを目 指し、全教育活動を通して、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育の推進や、自 己指導能力の育成を図る生徒指導の充実など、指導・支援の工夫・改善を行っ てまいりました。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。また、いじめを行った児童生徒に対しても、いじめは許されないということを毅然とした態度で指導する必要があります。

こうしたことから、本市におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すため、平成29年2月に「函館市いじめ防止基本方針(以下「本基本方針」という。)」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めてまいりましたが、このたび令和元年10月に改訂しました「本基本方針」につきまして、令和5年3月に改定された「北海道いじめ防止基本方針」および令和6年8月に改訂された国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえまして、改訂することとしました。

以下の「本基本方針」に示すいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命および心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域社会を含めた函館市民全体でいじめの問題を克服することを目指して、強い決意をもって取り組むものです。

令和__年__月 教育長 藤 井 壽 夫

〈目次〉

はじめに

1	l	ヽじ&	りの防止等	学に関する基本的	な考え方
(1)	基本	×理念		
(2	2)	いじ	じめの理解	<u>7</u>	
	(1) ()	じめの定義		
	(2	201	じめの態材	ŧ	
	(3	300	じめの要因	3	
	4	Diri	じめの解消	当	
2	l	いじめ	りの防止等	等のための役割と	取組
(1)	学材	交		
(2	2)	教職	战員		
(;	3)	保護	養者		
(4	4)	地垣	域社会・†	ī民	
(;	5)	教育	育委員会		
3	重	[大事	事態への対	付応	
(1)	重オ	で事態の定	呈 義	
(2	2)	重オ	で事態発生	<u> </u>	
(;	3)	調査	至の主体 かんしゅうかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい		
(4	4)	調査	₹ <u>の実施</u>		
(;	5)	調査	፟£結果の₿	<u> 説明・報告</u>	
((<u>3)</u>	調査	全報告書で	で提言された再発	防止策の実施
			長による再		
(8	3)	<u>重</u> ナ	て事態へσ	<u>)対応フロー〜教</u>	<u> (育委員会が主体の場合</u> <u></u>
ある	ヒカ	ぎ			
資		料		いじめ防止対策審	
				いじめ問題再調査 	· <u></u>
			相談窓□]一眥	

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関わる問題です。いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。)の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、<u>多様性を認め合い、互いに支え合い、</u>様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように行わなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の<u>もと</u>、いじめの問題を克服することを目指して行われなくてはなりません。

(2) いじめの理解

①いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義します。

- ・「いじめ」に<u>あ</u>たるか否かの判断は、常にいじめを受けた児童生徒の立場に立つことが重要であり、その判断を表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、担任などの特定の教職員だけによることなく、学校<u>における</u>いじめの防止等の対策のための組織<u>(以下「学校いじめ対策組織」という。)</u>を十分活用して客観的に判断し、対応する。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、学校・学級や部活動、 塾やスポーツ少年団等、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ・インターネットを通じたいじめ等,本人の自覚がない中で誹謗中傷が行われ,当該児童生徒が心理的苦痛を感じるに至っていない場合も,いじめと同様に対応する。
- ・児童生徒が<u>多様性を認め合い、互いに</u>支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば<u>「性的マイノリティ*1」や</u> 「多様な背景を持つ児童生徒*2」、「東日本大震災により被災した児

童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

②いじめの態様

具体的ないじめの態様としては,以下のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。

③いじめの要因

いじめの要因を考えるにあたっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度 のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとす る。)、②集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まっ
- ※1 「性的マイノリティ」:LGBT (L:女性同性愛者, G:男性同性愛者, B:両性愛者, T:身体的性別と性自認が一致しない人)のほか,身体的性,性的指向,性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。
- ※2 「多様な背景を持つ児童生徒」:発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する 家庭状況(経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等)などにある児童生徒 のことです。

た学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある。)、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、すべての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなる場合があり、いじめが起こり得る。

・いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、児童生徒の発達の段階に応じた<u>「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの</u>人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができずに起こり得る。

④いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、いじめ解消の見極めに<u>あ</u>たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」等を活用し、必要に応じてスクールカウンセラー<u>やスクールソーシャルワーカー</u>などを含めた集団で判断するものとします。また、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。

【いじめに係る行為が止んでいること】

・被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または「学校いじめ対策組織」等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

<u>【</u>被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと<u>】</u>

・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人およびその保護者に対し、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

2 いじめの防止等のための役割と取組

本基本方針に基づき、すべての児童生徒のために、学校、教職員、保護者、 地域社会・市民、教育委員会等が連携して、いじめの未然防止に努める必要が あります。

(1) 学校

学校においては、次の取組を進める必要があります。

- 校長のリーダーシップのもと、教員と心理や福祉等の専門スタッフと の連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備する とともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム 学校」として、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- 学校は、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりに努め、互いに認め合いながら課題を克服していく力や、相手への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 学校は、すべての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる居場所づくりや、他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる絆づくりの取組を進めるとともに、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。
- 学校は、すべての児童生徒に心の通う人間関係を構築できる社会性、 規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそ れに挑戦する意欲をもたせ、いじめが生まれない環境を醸成する。
- 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度 を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上の いじめに対処する体制を整備する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するために、いじめの早期発見が不可欠であることから、全職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、いじめを行ったとされる児童生徒に対しては、事情を確認した<u>うえ</u>で、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる

など,組織的に対応する。

【具体的な取組】

- ・「学校いじめ防止基本方針」の策定と点検, 見直し
- ・「学校いじめ対策組織」等における組織的ないじめ未然防止等の 取組
- ・日常的な保護者との情報の共有化
- ・いじめに関するアンケートの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・学年を越えたふれあい活動の充実
- ・ 道徳教育の充実
- 教職員の研修機会の充実
- ・スクールカウンセラー等の心理の専門家による校内研修の実施
- ・児童会生徒会によるいじめ防止集会の開催

(2)教職員

教職員においては,次の取組を進める必要があります。

- 教職員は、児童生徒への理解を深め<u>るとともに、児童生徒および保護者との信頼関係の構築に努め</u>、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりしない。
- 教職員は、一人<u>一人</u>の個性を生かした授業や学級経営を通して、自他 を尊重する態度の育成に努める。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる<u>実践的指導</u>力を身に付けるとともに、<u>教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識のもと、</u>自らの不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしないよう十分留意する。
- 教職員は、いじめを発見し、または相談を受けた場合は、当該いじめ に係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに 「学校いじめ対策組織」等に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。
- 教職員は、「学校いじめ対策組織」等において情報共有を行った後は、 事実関係を確認の<u>うえ</u>、組織的な対応方針の<u>もと</u>、被害児童生徒を徹底 して守り通す。
- 教職員は、いじめを行った児童生徒によるいじめを受けた児童生徒に 対する謝罪のみでいじめが解決したものとするのではなく、双方の当事 者や周りの児童生徒が好ましい集団活動を取り戻すよう、継続した取組 を進める。

【具体的な取組】

- ・積極的ないじめの認知と対応
- ・研修会への参加
- ・教職員間での情報の共通理解など

(3) 保護者

家庭は、児童生徒にとってあたたかい愛情に包まれた場所として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。

保護者においては、次の取組を進めることが望まれます。

- 保護者は、児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むとともに、発達の段階を踏まえ、必要に応じて自ら範を示すなどして、基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等が身に付けさせるよう努める。
- 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針および児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。

また,携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には,犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。

- 保護者は、その保護する児童生徒の生活の様子に変化や不安を感じる 兆候があった場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に 理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けなが らその解消に努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応にあたって、いじめを受けた、またはいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めるとともに、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導し、同じ過ちを繰り返すことがないよう、児童生徒を見守り支える。

【具体的な取組】

- ・PTAによる情報モラル講演会等の開催
- ・保護者用のいじめチェックシートの活用
- ・スマホ,携帯を時間を決めて預かる運動の実施 など

(4)地域社会・市民

地域社会および市民においては、次の取組を進めることが望まれます。

- 地域社会・市民は、児童生徒に対し、その発達の段階に応じた道徳観 や規範意識のほか、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ち等を育むた め、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 地域社会・市民は、日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。
- 地域社会・市民は、児童生徒がいじめを受けている、またはいじめを 行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や 保護者、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童 生徒の抱える問題の解消に努める。
- 地域社会・市民は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍 していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携し ていじめの問題の解決に努める。

【具体的な取組】

- ・学校運営協議会等におけるいじめの問題についての協議
- ・地域における見守り活動の実施 など

(5)教育委員会

すべての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づく りを進めます。

教育委員会においては、次の取組を進めます。

○ 教育委員会は、いじめの問題は、学校や教育委員会だけの問題ではなく、函館市民の総力をあげて取り組まなくてはならない問題であると捉え、平成7年に、いじめの防止等のための対策等について、取組を充実させるために函館市いじめ等対策委員会を設置し、平成30年には、当該委員会を廃止のうえ、新たな附属機関である函館市いじめ防止対策審議会内にいじめ防止対策部会を設置し、その機能を引き継いでいる。今後、更にこの組織の活動を充実させ、「いじめ等の問題について考える

集会」の開催やいじめの未然防止,早期発見・早期対応に努めるとともに、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者等からいじめの連絡、通報等があった場合には、当該学校への助言や当該児童生徒および保護者への対応に万全を期すなど、学校の支援に努める。

- 教育委員会は、平成29年度に、これまで設置していた函館市いじめ 等巡回相談員を、「函館市こころの相談員」と名称変更するとともに、 電話相談体制や教育相談体制の充実を図った。今後もより一層、児童生 徒たちを取り巻く環境に着目し、いじめの問題の未然防止への対応や、 人間関係等の不安解消に向けた専門的な教育相談等を、学校と緊密に連 携を図りながら推進する。
- 教育委員会は、学校に対して、いじめの問題への対応は、校長の強力 なリーダーシップのもと、「学校いじめ対策組織」を中心として組織的 に対応するよう指導する。
- 教育委員会は学校に対して、保護者や地域住民と連携していじめの防止等のための取組を進めるよう指導する。
- 教育委員会は、児童生徒がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育、家庭教育におけるインターネットの適切な使用に関する教育の推進に必要な取組を進める。
- 教育委員会は、重大事態が発生した際、調査の主体を判断する。教育 委員会が調査主体となる場合においては、函館市いじめ防止対策審議会 において対応等について調査審議し、函館市いじめ防止対策審議会重大 事態調査部会において、具体的な対応を行う。

【具体的な取組】

- ・ネットパトロールの実施
- ・生徒指導協議会等での情報共有
- ・こころの相談員による教育相談の充実
- ・警察や児童相談所等との情報交換
- ・関係機関との情報共有
- ・南北海道教育センターでの研修の開催(「生徒指導」「道徳教育」 等)
- ・電話相談体制や教育相談体制の充実
- ・保護者や教職員への支援および助言
- ・校内研修での助言 など

3 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法<u>(以下「法」という。)</u>第28条第1項において,学校の設置者<u>また</u>はその設置する学校は,重大事態に対処し,<u>およ</u>び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため,速やかに,当該学校の設置者<u>また</u>はその設置する学校の<u>もと</u>に組織を設け,質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとしています。

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

(1) 重大事態の定義

- 重大事態とは、法において、次のように定義されている。
 - いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産 に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「<u>生命</u>, 心身または財産に重大な被害」<u>について</u>は<u>, いじめを受ける</u> <u>児童生徒の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースなどが想</u> 定される。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合 (自殺を図った、自殺を図ろうとした場合)
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間」<u>について</u>は<u>,</u>年間30日<u>の欠席</u>を目安とするが,児童生徒が一定期間,連続して欠席して<u>おり</u>,その要因としていじめが考えられるような場合には,学校は,欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談し,情報共有を図る。
- 児童生徒やその保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあた

る。

○ 児童生徒やその保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要 な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大 事態ではないとは断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生時の対応

- 重大事態にあたるかどうかは、第一義的には学校が判断することになる。学校は、重大事態の疑いを含め、それらを認知した場合には、ただちに「学校いじめ対策組織」等において対応するとともに、教育委員会に報告する。教育委員会は、学校からの報告を受け市長に報告するとともに、教育委員会会議において教育委員にも報告する。
- 学校は、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒**3の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- 学校から重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援を迅速に行う。
- 児童生徒の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生 ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合には、市長の判断等 により、函館市総合教育会議を開催し、速やかに、市長と教育委員会と で十分な意思疎通を図り、緊密に連携して対応する。
- 重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒やその保護者との情報共有が重要であり、教育委員会または学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整にあたり、情報が途切れないようにする。

(3)調査の主体

○ 法律上,重大事態調査は学校の設置者または学校が行うものとされて おり,教育委員会が主体となるか,学校が主体となるかの判断は個別の 重大事態の状況に応じて,教育委員会が行う。

【学校が主体となる場合】

・「学校いじめ対策組織」等において重大事態の調査等を行う。この時、教育委員会は学校に対して、必要な指導、適切な支援を行う。

^{※3} 対象児童生徒: "いじめにより重大な被害が生じた"疑いまたは"いじめにより不登校を余儀なく されている"疑いがある児童生徒

【教育委員会が主体となる場合】

- ・函館市いじめ防止対策審議会に、重大事態調査部会を設置し、重大 事態への対応等について調査審議を行<u>う</u>。
- 専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性 を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性 が高い事案は以下のとおり。

【特に熟慮する必要性が高い事案】

- ・対象児童生徒が死亡しており、自殺または自殺が疑われる<u>重大事</u>態
- ・対象児童生徒と関係児童生徒^{※4}の間で被害と加害が錯綜している など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難 しい重大事態
- ・これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態
- 重大事態の態様によって、当該事案の関係者と直接に人間関係または 特別の利害関係を有しない外部専門家の参加を得て、重大事態調査の公 平性・中立性を確保する。
- 例えば、教育委員会が主体となる場合、公平性・中立性が確保された 調査組織とするため、函館市いじめ防止対策審議会に第三者にあたるも のを追加して調査を行うことが考えられる。
- 教育委員会は、函館市いじめ防止対策審議会において、専門家や第三者として調査に参画する委員を迅速に確保できるよう職能団体等との連携体制の構築に取り組む。

(4)調査の実施

【調査の目的】

- ・事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、教育委員会および学校が 事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。
- ・調査を実りあるものにするために、教育委員会および学校自身が、 たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合 う。

^{※4} 関係児童生徒:いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒 童生徒

※ 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目 的とするものでない。

〈明確にする事項の例〉

- ・いつ(いつ頃から)・どこで・誰が
- 何を ・どのように(熊様)
- ・なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

【調査の開始】

・調査を始める前に対象児童生徒やその保護者への事前説明を行う。 事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解 を図る。また、関係児童生徒やその保護者への説明も行う。

【調査の方法】

- ・対象児童生徒や関係児童生徒から十分に<u>聴</u>き取るとともに、在籍 児童生徒や教職員、保護者に対する質問紙調査や<u>聴</u>き取り調査な どを行う。
- ・対象児童生徒からの<u>聴</u>き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取したうえで調査に着手する。
- ・対象児童生徒やその保護者が調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。

(5)調査結果の説明・報告

- 教育委員会または学校は、<u>対象</u>児童生徒やその保護者に対して調査に 係る情報提供および調査結果の説明を適切に行う。
- 教育委員会または学校は、対象児童生徒やその保護者に説明した方針 に沿って、いじめを行った児童生徒やその保護者に対しても調査報告書 の内容について説明を行う。
- 教育委員会は、<u>函館市総合教育会議において</u>, 調査結果<u>を</u>市長に報告 し、<u>対象</u>児童生徒またはその保護者が希望する場合には、<u>対象</u>児童生徒 またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添え <u>る</u>。

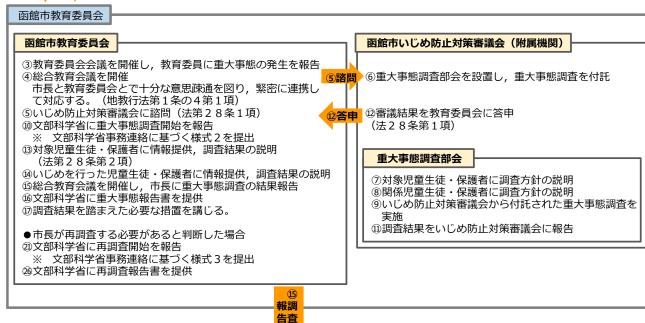
(6)調査報告書で提言された再発防止策の実施

○ 教育委員会や学校においては、調査報告書の内容および提言された再 発防止策について真摯に受け止め、いじめの未然防止、早期発見・早期 対応および組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策 の確実な実施に取り組む。

(7)市長による再調査

- 市長による再調査は、教育委員会から調査結果の報告を受けた際に、 当該重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止 のために必要があると市長が認めるときに、重大事態調査の結果につい て調査を行うことができる。
- 再調査は、函館市いじめ問題再調査委員会において行う。
- 再調査結果を取りまとめた後は、対象児童生徒やいじめを行った児童 生徒、保護者への説明を行う。
- 法に基づき、函館市、教育委員会および学校は、当該事案への対処や 再発防止の取組<u>を行う。</u>
- 市長は、再調査の結果を市議会に報告する。





函館市

函館市

⑱教育委員会の報告を踏まえ,再調査の必要性の有無を判断

- ●市長が再調査する必要があると判断した場合 ⑲いじめ問題再調査委員会に諮問(法第30条第2項)
- ②対象児童生徒・保護者に調査結果の説明
- 留いじめを行った児童生徒・保護者に調査結果の説明
- ②市議会に調査結果を報告(法第30条第3項)
- ②調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。(法第30条第5項)

函館市いじめ問題再調査委員会(附属機関)

②再調査の実施(法第30条第2項)

②<mark>答申</mark> ②調査結果を市長に答申(法第30条第2項)

結

里

19諮問

いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合

※ 自殺が疑われる死亡事案を含む

市立学校

自殺・自殺未遂事案が発生

数日以内の緊急対応

②市立学校は,遺族および周囲への心のケア等を実施

〇周囲(在校生, その保護者および教職員)への心

○遺族への心のケア

〇保護者への説明

○日常の教育活動再開への準備

のケア

①市立学校は、危機対応の体制を整備する 調査と心のケアを一体的に行っていく視点を持つ

- ②市立学校は、背景調査(基本調査)を実施 〇事案の公表・非公表に関わらず、実施

 - ○教育委員会の指導・支援のもと,**市立学校が主体となって**
 - ○遺族との関わり・関係機関との協力等
 - 事実関係の整理に時間を要する場合は,調査着手から 1週間以内を目安に遺族に対して経過説明を実施
 - ○指導記録等の確認
 - ○全指導記録等の確認
 - ○全教職員からの聴き取り ⇒ 調査開始から3日以内を目途に終了
 - 〇亡くなった子どもと関係の深かった子どもへの聴き取り調査 (当該児童生徒の保護者の了解と在校生保護者の協力を得て行う。)
- 〇いじめが背景に疑われる場合,市長(教育委員会経由)に重大事態の発生を報告(法第30条第1項) 〇重大事態は,事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく,「疑い」が生じた段階で調査 を開始しなければならない。
- ○基本調査の実施前または実施中であっても、いじめが背景に疑われることが判明した場合は、速やかに重大事態の 発生を報告すること
- ④市立学校は,教育委員会に基本調査の結果を報告

函館市教育委員会

kh 重

大

事

能

ح

τ

ത 対

応

12

移

行

- ⑤詳細調査に移行するか判断
 - ○全ての事案について詳細調査を実施することが望ましいが、難しい場合は、少なくとも次の場合に詳細調査に移行 する
 - ・学校生活に関係する要素(いじめ,体罰,学業,友人等)が背景に疑われる場合
 - ・遺族の要望がある場合
 - ・その他必要な場合

いじめが背景に疑われる場合は、「いじめ重大事態」としての対応が必要

詳細調査に移行しないと判断した場合は、基本調査の内容、得られた調査情報等を保存する。 文部科学省に「児童生徒の自殺等に関する実態調査」提出する(⑨) とともに, 得られた情報の範囲内で 検証や再発防止策を検討する。

- ※ 自殺等の発見の時点から,原則,概ね1か月後までに調査票を提出
- ⑥詳細調査に先行したアンケート調査・聴き取り調査の実施の判断
- 〇詳細調査の組織設置までに、さらに1週間以上要するなど時間がかかる時には、詳細調査に先行して、アンケート 調査や聴き取りを実施するかどうかを判断
- ⑦必要に応じてアンケート調査・聴き取り調査の先行実施
 - 〇アンケート調査(アンケート用紙の配付・回収に限る。)や聴き取り調査は,教育委員会の指示のもと,市立学校 の教職員が行う場合がある。
- ⑧背景調査 (詳細調査) の実施
 - ○調査組織の設置・調査の計画・調査実施(アンケート調査・聴き取り調査等)
 - ○自殺に至る過程や心理の検証と再発防止・自殺予防の提言
 - 〇報告書の取りまとめと遺族等への説明
- ○調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用
- ⑨文部科学省に「児童生徒の自殺等に関する実態調査」提出

自殺の背景調査の指針に基づく基本調査(上記②)および詳細調査(同⑧)は、法第28条に基づく重大事態の調査にあたる。 (子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針3の(3))

- 15 -

あとがき

平成19年8月26日,本市において、未来ある尊い生命が失われてしまうという、函館市民にとって決して忘れることのできない大変痛ましい事件が起きました。この事件において、多くの函館市民が感じた悲しさや悔しさ、やり切れない思い、憤りを時間の経過によって風化させることなく、二度と同じ過ちを繰り返してはならないという強い決意のもと、いじめの克服に向けて、学校・家庭・地域社会を含めた函館市民全体で、強い決意をもって取り組んでいきます。

【いじめ撲滅宣言】

函館市中学校生徒会協議において、平成7年12月19日に「いじめ撲滅宣言」を制定しました。毎年行われる中学校生徒会協議会において、生徒同士で行動宣言を復唱し、いじめが起こらない学校づくりを確認し合っています。

私たち一人一人は、かけがえのない人間です。

いじめは、心豊かで生き生きとした学校生活を奪い、命も奪いかねない重大な人権侵害であることを深く認識し、いじめ撲滅に向けて一人<u>一人</u>が行動を起こすために、次のことを宣言します。

- 一 私たちは、互いに認め合い思いやりのある発言・行動をします。
- 一 私たちは、仲間として、絶対にいじめを「しない」「させない」「見逃さない」「傍観しない」そして、いじめに立ち向かう勇気を持って行動します。
- 私たちは、公共のルールやマナー、情報モラルを遵守した生活をします。

【子どもの生活を考える会 アピール文】

函館市における青少年の非行防止と健全育成のために、学校・家庭・地域・ 関係機関が「子どもの生活を考える会」を組織し、平成19年1月27日にア ピール文を策定しました。

今日,私たちの社会は、国際化や高度情報化に加え、少子化や核家族化が急速に進行するなど、大きな変化の中にあります。

こうした中で、地域社会の連帯感や人間関係が希薄化し、子どもたちを育む地域の教育力の低下や社会環境の悪化が指摘される一方、不審者による声掛け事件の発生やいじめなど子どもたちが被害者や加害者となる事件の多発、また、いわゆる「ひきこもり」やニートなど社会的自立に向けて困難を抱える青少年の増加など、子どもたちをめぐる様々な課題が大きな社会問題となっております。

未来をつくる子どもたちは、無限の可能性を秘め、いつの時代にあっても 次代の担い手として期待されるかけがえのない社会の宝です。

そしていま,まさに子どもたちが豊かに育つ環境をつくる大人の役割が 問われています。

私たち大人は、家庭や地域で子どもたちをしっかり受け止め、学校や家庭、地域が一体となって取り組む必要があります。今一度、子どもたちを地域で育てることの大切さを再認識し、教育関係者、関係団体、及び行政が連携協力して次代を担う子どもたちの育成に取り組んでいくために、次のとおり行動していきます。

- 1, これまで地域の子どもを見守り積極的にかかわる取り組みを推進してきましたが、関係機関の連携を一層深め、子どもたちが安心して登・下校できるよう努めます。
- 1, 地域の大人と子どもが信頼関係を再構築し,地域の連帯意識を回復するため、子どもへの声掛けや挨拶運動などを積極的に推進します。
- 1, 地域の関係機関・団体とともに「安心・安全な街づくり」活動に積極的に参加し、連携・協力を推進します。

【函館市いじめ等対策委員会
※5からのメッセージ】

函館市いじめ等対策委員から、函館の子どもたちへメッセージを発信しました。苦しいときやつらい時、胸の奥にある「心の声」に耳を傾けてくれる友だちや先生、地域の方々がいることを分かって欲しいという願いを込めて作成しました。函館市に住む私たち大人は、この気持ちを忘れることなく子どもたちのために力を合わせていきたいと思います。

つらい時、悲しい時、泣きたい時、気持ちを聴いてほしい時、誰かの肩を ちょっとたたいてみて・・・。振り向いてくれるまで、何度も何度もあきら めないでたたいてみて・・・。必ず振り向いてくれる人がいるから・・・。 肩をたたいてくれるのを待っている人が必ずいるから・・・。

夏の中体連の時期に、しばらくぶりに電車に乗りました。ジャージを着た 大勢の中学生が、始発の電停から一人も席に座らず、吊革につかまり、立っ たままでした。その時の楽しそうに話し合っている中学生の姿が忘れられ ません。胸の校章が輝いて見えました。

今,みなさんはすてきな大人になるために,一歩一歩階段をのぼるように成長しています。これまでに,うれしいことや,楽しいことばかりではなく,悲しいことや,とてもつらいことなどとも出会い,そのたびに,悩みながら乗り越えてきたと思います。

なぜ、乗り越えられたのでしょう。

自分では意識していなかったかもしれませんが、あなたが、「本音で向き合って」自分の思いを伝えたから、相手も「本音でこたえてくれた」のだと思います。

お家の方は、あなたが本音で話したことを丸ごと受け止め、しっかりと抱きしめてくれるでしょう。あなたのまわりには、本音でこたえてくれ、一緒に寄り添ってくれる友だちや先生、地域の親しい大人がたくさんいることを決して忘れないでください。

みんなの力を合わせて、いつも笑い声がひびきわたる楽しい学校生活を 築いていってほしいと思っています。

^{※5 &}lt;u>函館市いじめ等対策委員会:平成30年に当該委員会を廃止のうえ</u>,函館市いじめ防止対策審議会 内にいじめ防止対策部会を設置し、その機能を引き継いでいます。

資料

○ 函館市いじめ防止対策審議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項および第28条第1項の規定に基づき,函館市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に,函館市いじめ防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について 調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。
 - (1) 市立学校におけるいじめ(法第2条第1項に規定するいじめをい う。以下同じ。)の防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処 のための対策に関すること。
 - (2) 重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同 じ。)に関すること。
 - (3) その他いじめの防止,いじめの早期発見およびいじめへの対処に関し教育委員会が必要と認める事項
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。
 - (1) 教育職員
 - (2) 学識経験のある者
 - (3) 関係団体の推薦する者
 - (4) 公募による者
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。 (部会)

- 第8条 審議会に,第2条第1項第1号の所掌事務を分掌するいじめ防止対策部会および同項第2号の所掌事務を分掌する重大事態調査部会を置く。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、 その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の 決議とすることができる。
- 7 部会は、委員に調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案 の関係者と直接の人的関係または特別の利害関係を有する者がいるこ とにより当該調査審議の公平性および中立性が損なわれると認めると きは、その者を当該調査審議に参加させないこととする。
- 8 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、 第6条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み 替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項

は,会長が審議会に諮って定める。

附則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

〇 函館市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」 という。)第30条第2項の規定による調査に資するため、函館市い じめ問題再調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による 調査の結果について調査審議し、その結果を市長に答申するものとす る。

(組織)

<u>第3条</u> <u>委員会は,委員5人以内をもって組織する。</u> (委員等)

- 第4条 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうち から市長が委嘱する。
- 2 <u>委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるも</u> のとする。
- 3 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u>

(会長および副会長)

- 第5条 委員会に、会長および副会長各1人を置く。
- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 <u>委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</u>
- 4 <u>委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の</u> ときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

- 第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。 (庶務)
- 第8条 <u>委員会の庶務は、子ども未来部において処理する。</u> (補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。 附則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○ 相談窓口一覧

函館市教育委員会では、児童生徒が健やかに成長していくための一助として、学校生活や家庭生活のことなどで悩んでいるお子さんや保護者のために、「はこだて子どもホットライン(子どもの悩み相談電話)」を開設しています。

下記の機関においても「電話相談」を受け付けておりますので、ご利用ください。

- □ <u>函館地方法務局</u> 子どもの人権110番 <u>月~金(8時30分~17時15分)</u> 0120-007-110
- □ 法務少年支援センターはこだて 月〜金(9時〜17時) 0138(30)7877※ 12時〜13時および祝日を除く。

函館市いじめ防止基本方針

- 平成29年2月策定
- 平成30年3月改訂
- 令和元年 1 0 月改訂
- •令和 年 月改訂

発行/函館市教育委員会(学校教育部教育指導課)

〒040 - 8666 函館市東雲町 4番 1 3号

電話 0138-21-3557 ファックス 0138-26-7901

電子メール shidou@city. hakodate. hokkaido. jp

函館市いじめ防止基本方針(改訂案)

改訂前

改訂後

はじめに

函館市教育委員会では、本市の教育施策を総合的・計画的に推進するために「函館市教育振興基本計画」を策定し、函館の教育がめざす人間像「自立」「共生」「創造」の実現に向けて、社会の変化を的確に捉えつつ、家庭、地域、学校などが連携・協働を図りながら取組を推進しています。

本基本計画における6つの基本目標の「基本目標1変化する社会を生きる力の育成」では、いじめの未然防止等に係る取組の推進や、 道徳教育の推進等について示しています。

各学校においては、この基本目標を踏まえ、すべての児童生徒が「いじめを絶対に許さない」という認識をもてるよう指導の工夫・改善を図るとともに、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことを目指し、全教育活動を通して、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育の推進や、自己指導能力の育成を図る生徒指導の充実など、指導・支援の工夫・改善を行ってまいりました。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。また、いじめを行った児童生徒に対しても、いじめは許されないということを毅然とした態度で指導する必要があります。

平成29年2月に策定し、平成30年3月に改訂しました「函館市いじめ防止基本方針」につきましては、平成30年4月1日「函館市いじめ防止対策審議会条例」の施行を踏まえまして、このたび改訂することとしました。

以下の「<mark>函館市いじめ防止</mark>基本方針」に示すいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命および心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域社会を含めた函館市民全体でいじめの問題を克服することを目指して、強い決意をもって取り組むものです。

 はじめに

函館市教育委員会では、本市の教育施策を総合的・計画的に推進するために「函館市教育振興基本計画」を策定し、函館の教育がめざす人間像「自立」「共生」「創造」の実現に向けて、社会の変化を的確に捉えつつ、家庭、地域、学校などが連携・協働を図りながら取組を推進しています。

本基本計画における6つの基本目標の「基本目標1 変化する社会を生きる力の育成」では、いじめの未然防止等に係る取組の推進や、道徳教育の推進等について示しています。

各学校においては、この基本目標を踏まえ、すべての児童生徒が「いじめを絶対に許さない」という認識をもてるよう指導の工夫・改善を図るとともに、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことを目指し、全教育活動を通して、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育の推進や、自己指導能力の育成を図る生徒指導の充実など、指導・支援の工夫・改善を行ってまいりました。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。また、いじめを行った児童生徒に対しても、いじめは許されないということを毅然とした態度で指導する必要があります。

こうしたことから、本市におけるいじめの防止等の対策の基本的な 方向や具体的な内容を示すため、平成29年2月に「函館市いじめ防 止基本方針(以下「本基本方針」という。)」を策定し、いじめの未 然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めてまいりましたが、 このたび令和元年10月に改訂しました「本基本方針」につきまして、 令和5年3月に改定された「北海道いじめ防止基本方針」および令和 6年8月に改訂された国の「いじめの重大事態の調査に関するガイド ライン」を踏まえまして、改訂することとしました。

以下の「本基本方針」に示すいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命および心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域社会を含めた函館市民全体でいじめの問題を克服することを目指して、強い決意をもって取り組むものです。

令和__年__月 教育長 <u>藤 井 壽 夫</u>

〈目次〉		〈目次〉
はじめに		はじめに
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (1)基本理念	1 1 2 2 3	1 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (1) 基本理念
2 いじめの防止等のための役割と取組 (1) 学校	4 5 6 <u>6</u> 7	2 いじめの防止等のための役割と取組 4 (1) 学校
(9 10 10 <u>10</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>新</u> 設) 新設)	3 重大事態への対応 9 (1)重大事態の定義 9 (2)重大事態発生時の対応 10 (3)調査の主体 10 (4)調査の実施 11 (5)調査結果の説明・報告 12 (6)調査報告書で提言された再発防止策の実施 12 (7)市長による再調査 13 (8)重大事態への対応フロー〜教育委員会が主体の場合 14
参考 いじめの重大事態への対応	12	(削除)
資料 函館市いじめ防止対策審議会条例	15	あとがき <u>16</u>
あとがき	18	資料 函館市いじめ防止対策審議会条例 19
相談窓口一覧	21	函館市いじめ問題再調査委員会条例
P1, 2 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方		P1,2 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
(1) 基本理念 いじめは、すべての児童生徒に関わる問題です。いじめの防止 じめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう) は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動	の対策	(1)基本理念 いじめは,すべての児童生徒に関わる問題です。いじめの防止等(いじめの防止,いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。)の対策は,すべての児童生徒が安心して学校生活を送り, <u>多様性を認め合</u>

組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくな るようにすることを旨として行われなければなりません。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら 放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじ めを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為で あることについて, 児童生徒が十分に理解できるように行わなければ なりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・ 心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、 地域住民, 家庭その他の関係機関の連携の下, いじめの問題を克服す ることを目指して行われなくてはなりません。

(2) いじめの理解

①いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校 に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生 徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを 通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童 生徒が心身の苦痛を感じているものと定義します。

- ○「いじめ」に当たるか否かの判断は、常にいじめを受けた児童生徒 の立場に立つことが重要であり、その判断を表面的・形式的に行う のではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、担 任などの特定の教職員だけによることなく、学校内に組織されてい るいじめの防止等の対策のための組織を十分活用して客観的に判 断し、対応する。
- ○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、学校・学級や部活 動、塾やスポーツ少年団等、当該児童生徒との何らかの人的関係を 指す。
- ○インターネットを通じたいじめ等,本人の自覚がない中で誹謗中傷 が行われ、当該児童生徒が心理的苦痛を感じるに至っていない場合 も、いじめと同様に対応する。
- ○児童生徒が<u>互いの違いを認め合い</u>, 支え合いながら, 健やかに成長 できる環境の形成を図る観点から、例えば「発達障がいを含む障が いのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の保護 者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指 向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生 徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒」等学校と して特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生 徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、 周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

い、互いに支え合い、様々な活動に取り組むことができるよう、学校 の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として 行われなければなりません。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら 放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじ めを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為で あることについて, 児童生徒が十分に理解できるように行わなければ なりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・ 心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、 地域住民, 家庭その他の関係機関の連携のもと, いじめの問題を克服 することを目指して行われなくてはなりません。

(2) いじめの理解

①いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校 に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生 徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為 (インターネットを 通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった児 童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義します。

- 「いじめ」にあたるか否かの判断は、常にいじめを受けた児童生徒 の立場に立つことが重要であり、その判断を表面的・形式的に行う のではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、担 任などの特定の教職員だけによることなく、学校におけるいじめの 防止等の対策のための組織(以下「学校いじめ対策組織」という。) を十分活用して客観的に判断し、対応する。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、学校・学級や部活 動、塾やスポーツ少年団等、当該児童生徒との何らかの人的関係を 指す。
- ・インターネットを通じたいじめ等,本人の自覚がない中で誹謗中傷 が行われ、当該児童生徒が心理的苦痛を感じるに至っていない場合 も、いじめと同様に対応する。
- ・児童生徒が多様性を認め合い、互いに支え合いながら、健やかに成 長できる環境の形成を図る観点から、例えば「性的マイノリティ **1 | や「多様な背景を持つ児童生徒**2 | ,「東日本大震災により被災 した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生 徒」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、 当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者 との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ○「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生し、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生し

している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

P2

②いじめの熊様

(中略)

- ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ○仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ○軽くぶつかられたり,遊ぶふりをして叩かれたり,蹴られたりする。
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ○金品をたかられる。
- ◯金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。

P2. 3

③いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- ○いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ○いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

○一人<u>ひとり</u>を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、すべての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなる場合があり、いじめが起こり得る。

ている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

P2

②いじめの態様

(中略)

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。

P2. 3

③いじめの要因

いじめの要因を考えるにあたっては、次の点に留意します。

- ・いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度 のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとす る。),②集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった 学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある。),③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意 識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避 感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にした分かりや すい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、すべ ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人 間関係での問題が過度なストレスとなる場合があり、いじめが起こ り得る。
- ※1 「性的マイノリティ」: LGBT (L: 女性同性愛者, G: 男性同性愛者, B: 両性愛者, T: 身体的性別と性自認が一致しない人)のほか, 身体的性, 性的指向, 性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって, 多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。
- ※2 「多様な背景を持つ児童生徒」: 発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生

○いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、児童生徒の発達の段階に応じた人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができずに起こり得る。

④いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、いじめ解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断するものとします。また、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。

○いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこといじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人およびその保護者に対し、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

P4. 5

2 いじめの防止等のための役割と取組

この基本方針に基づき、すべての児童生徒のために、学校、教職員、保護者、地域社会・市民、教育委員会等が連携して、いじめの未然防止に努める必要があります。

(中略)

(1) 学校

(中略)

<u>徒や</u>,支援を要する家庭状況(経済的困難,児童生徒の家庭での過重な負担,外国人児童生徒等)などにある児童生徒のことです。

・いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、児童生徒の発達の段階に応じた「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童 生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができずに起こり得る。

④いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、いじめ解消の見極めに<u>あ</u>たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」等を活用し、必要に応じてスクールカウンセラー<u>やスクールソーシャルワーカー</u>などを含めた集団で判断するものとします。また、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。

【いじめに係る行為が止んでいること】

・被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または「学校いじめ対策組織」等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

【被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと】

・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人およびその保護者に対し、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

P4. 5

2 いじめの防止等のための役割と取組

本基本方針に基づき,すべての児童生徒のために,学校,教職員,保護者,地域社会・市民,教育委員会等が連携して,いじめの未然防止に努める必要があります。

(中略)

(1) 学校

(中略)

(中略)

- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するために、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、いじめの認知に努める。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、いじめを行ったとされる児童生徒に対しては、事情を確認した上で、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど、組織的に対応する。

【具体的な取組】

(中略)

・「学校<u>における</u>いじめ<u>の防止等の</u>対策<u>のための</u>組織」等における組織的ないじめ未然防止等の取組

(中略)

P5

(2) 教職員

(中略)

○ 教職員は、児童生徒への理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、いじめの認知に努める。

校長のリーダーシップのもと、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。

(中略)

- 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と 態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するために、いじめの早期発見が不可欠であることから、全職員が「いじめは、どの子どもにも、 どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、 児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に 考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、いじめを行ったとされる児童生徒に対しては、事情を確認したうえで、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど、組織的に対応する。

【具体的な取組】

(中略)

・「学校いじめ対策組織」等における組織的ないじめ未然防止等の取 組

(中略)

P5, 6

(2) 教職員

(中略)

○ 教職員は、児童生徒への理解を深めるとともに、児童生徒および <u>保護者との信頼関係の構築に努め</u>、児童生徒のささいな変化・兆候 であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わり をもち、いじめを看過したり軽視したり<u>しない</u>。

○ 教職員は、一人 <u>ひとり</u> の個性を生かした授業や学級経営を通して、自他を尊重する態度の育成に努める。	○ 教職員は,一人 <u>一人</u> の個性を生かした授業や学級経営を通して, 自他を尊重する態度の育成に努める。
 ○ 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付けるとともに、自らの不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。 ○ 教職員は、いじめを発見し、または相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。 ○ 教職員は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。 	 ○ 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付けるとともに、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識のもと、自らの不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしないよう十分留意する。 ○ 教職員は、いじめを発見し、または相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」等に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。 ○ 教職員は、「学校いじめ対策組織」等において情報共有を行った後は、事実関係を確認のうえ、組織的な対応方針のもと、被害児童生徒を徹底して守り通す。 (中略)
P6 (3)保護者	P6, 7 (3)保護者
(中略)	(中略)
	○ 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針および児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。 また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。 (中略)
P6~8	P7, 8
(4) (略)	(4) (略)
(5) 教育委員会	(5)教育委員会

(中略)

○ 教育委員会は、いじめの問題は、学校や教育委員会だけの問題ではなく、函館市民の総力をあげて取り組まなくてはならない問題であると捉え、平成7年に、いじめの防止等のための対策等について、取組を充実させるために函館市いじめ等対策委員会を設置し、平成30年には、当該委員会を廃止のうえ、新たな附属機関である函館市いじめ防止対策審議会内にいじめ防止対策部会を設置し、その機能を引き継いでいる。今後、更にこの組織の活動を充実させ、「いじめ等の問題について考える集会」の開催やいじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者等からいじめの連絡、通報等があった場合には、当該学校への助言や当該児童生徒および保護者への対応に万全を期すなど、学校の支援に努める。

(中略)

○ 教育委員会は、重大事態が発生した際、調査の主体を判断する。 教育委員会が調査主体となる場合においては、函館市いじめ防止対 策審議会において対応等について調査審議し、函館市いじめ防止対 策審議会<u>いじめ防止対策部会および</u>重大事態調査部会において、具 体的な対応を行う。

【具体的な取組】

(中略)

・ 生徒指導協議会での情報共有

(中略)

(中略)

教育委員会は、いじめの問題は、学校や教育委員会だけの問題ではなく、函館市民の総力をあげて取り組まなくてはならない問題であると捉え、平成7年に、いじめの防止等のための対策等について、取組を充実させるために函館市いじめ等対策委員会を設置し、平成30年には、当該委員会を廃止のうえ、新たな附属機関である函館市いじめ防止対策審議会内にいじめ防止対策部会を設置し、その機能を引き継いでいる。今後、更にこの組織の活動を充実させ、「いじめ等の問題について考える集会」の開催やいじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者等からいじめの連絡、通報等があった場合には、当該学校への助言や当該児童生徒および保護者への対応に万全を期すなど、学校の支援に努める。

(中略)

- 教育委員会は、学校に対して、いじめの問題への対応は、校長の 強力なリーダーシップのもと、「学校いじめ対策組織」を中心として 組織的に対応するよう指導する。
- 教育委員会は学校に対して、保護者や地域住民と連携していじめの防止等のための取組を進めるよう指導する。
- 教育委員会は、児童生徒がインターネットを適切に活用する能力 を習得することができるよう、学校教育、社会教育、家庭教育にお けるインターネットの適切な使用に関する教育の推進に必要な取 組を進める。
- 教育委員会は、重大事態が発生した際、調査の主体を判断する。 教育委員会が調査主体となる場合においては、函館市いじめ防止対 策審議会において対応等について調査審議し、函館市いじめ防止対 策審議会重大事態調査部会において、具体的な対応を行う。

【具体的な取組】

(中略)

生徒指導協議会等での情報共有

(中略)

P9

3 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとしています。

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命,心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ■「心身または財産に重大な被害」とは
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合(自殺を図った,自殺を図ろうとした場合)
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

などが該当する。

平成25年10月11日 文部科学大臣決定 「いじめの防止等のための基本的な方針」より

- ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 「相当の期間」
 - ・年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校または教育委員会の判断により迅速に対応する。

平成25年10月11日 文部科学大臣決定 「いじめの防止等のための基本的な方針」より P9. 10

3 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法 (以下法という。) 第28条第1項において、学校の設置者<u>また</u>はその設置する学校は、重大事態に対処し、<u>および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため</u>、速やかに、当該学校の設置者<u>また</u>はその設置する学校の<u>もと</u>に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとしています。

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

(1) 重大事態の定義

- 重大事態とは、法において、次のように定義されている。
 - いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「生命,心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースなどが想定される。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合 (自殺を図った、自殺を図ろうとした場合)
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間」<u>については</u>年間30日<u>の欠席</u>を目安とするが, 児童生徒が一定期間,連続して欠席して<u>おり,その要因としていじ</u> めが考えられるような場合には,学校は,欠席期間が30日に到達 する前から教育委員会に報告・相談し,情報共有を図る。
- 児童生徒やその保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」 という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を 訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。) は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事 態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとし て報告・調査等にあたる。
- 児童生徒やその保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて

P10, 11

(2) 重大事態への対処

(1) の重大事態にあたるかどうかは、第一義的には学校が判断することになります。学校は、重大事態の疑いを含め、それらを認知した場合には、ただちに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等において対応するとともに、教育委員会に報告します。

教育委員会は、学校からの報告を受け市長に報告するとともに、<u>調査の主体を判断します。また、事案により</u>所轄警察署に通報します。

(3)調査の主体

<u>学校から重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、その事案</u>について調査の主体を判断します。

①学校が主体となる場合

「学校<u>における</u>いじめ<u>の防止等の</u>対策<u>のための</u>組織」等において重大事態の調査等を行<u>います</u>。この時,教育委員会は学校に対して,必要な指導,適切な支援を行います。

②教育委員会が主体となる場合

函館市いじめ防止対策審議会に, <u>いじめ防止対策部会および</u>重大事態調査部会を設置し, 重大事態への対応等について調査審議を行います。

重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじ めの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

P10~12

(2) 重大事態発生時の対応

- 重大事態にあたるかどうかは、第一義的には学校が判断することになる。学校は、重大事態の疑いを含め、それらを認知した場合には、ただちに「学校いじめ対策組織」等において対応するとともに、教育委員会に報告する。教育委員会は、学校からの報告を受け市長に報告するとともに、教育委員会会議において教育委員にも報告する。。
- 学校は、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めると きは、所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒^{※3}の 生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、 直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- <u>学校から重大事態発生の報告を受けた教育委員会は</u>,指導主事, スクールカウンセラー,スクールソーシャルワーカーをはじめとす る職員の派遣等の支援を迅速に行う。
- 児童生徒の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合には、市長の判断等により、函館市総合教育会議を開催し、速やかに、市長と教育委員会とで十分な意思疎通を図り、緊密に連携して対応する。
- 重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒やその保護者との情報共有が重要であり、教育委員会または学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整にあたり、情報が途切れないようにする。

(3)調査の主体

○ 法律上,重大事態調査は学校の設置者または学校が行うものとされており,教育委員会が主体となるか,学校が主体となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて,教育委員会が行う。

【学校が主体となる場合】

- -「学校いじめ対策組織」等において重大事態の調査等を行う。この時,教育委員会は学校に対して,必要な指導,適切な支援を行う。
- ※3 対象児童生徒: "いじめにより重大な被害が生じた" 疑いまたは "いじめにより 不登校を余儀なくされている" 疑いがある児童生徒

【教育委員会が主体となる場合】

・函館市いじめ防止対策審議会に、重大事態調査部会を設置し、重大事態への対応等について調査審議を行う。

※ ①, ②どちらの場合においても, 当該重大事案の態様によって, 当該いじめ事案の関係者と直接に人間関係または特別の利害関係を有しない外部専門家の参加を得て, 当該調査の公平性・中立性を確保します。

(4)調查方法

学校や教育委員会は、当該重大事態に至る要因等を明確にする ため、聞き取りや質問紙調査を行い、以下のような事実関係を明確にします。

- ・いつ(いつ頃から)・どこで・誰が
- ・何を ・どのように (態様)
- ・なぜ (人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

○ 専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中 立性を確保する必要性が高く,調査組織の構成について特に熟慮す る必要性が高い事案は以下のとおり。

【特に熟慮する必要性が高い事案】

- ・対象児童生徒が死亡しており、自殺または自殺が疑われる重大事態
- ・対象児童生徒と関係児童生徒**4の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ・これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態
- 重大事態の態様によって、当該事案の関係者と直接に人間関係または特別の利害関係を有しない外部専門家の参加を得て、重大事態調査の公平性・中立性を確保する。
- 例えば、教育委員会が主体となる場合、公平性・中立性が確保された調査組織とするため、函館市いじめ防止対策審議会に第三者にあたるものを追加して調査を行うことが考えられる。
- 教育委員会は、函館市いじめ防止対策審議会において、専門家や 第三者として調査に参画する委員を迅速に確保できるよう職能団 体等との連携体制の構築に取り組む。

(4) 調査<u>の実施</u>

【調査の目的】

- ・事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、教育委員会および学校 が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生 防止を図る。
- ・調査を実りあるものにするために、教育委員会および学校自身が、 たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ※ <u>民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目</u> 的とするものではない。
- ※4 関係児童生徒:いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何ら かの関わりのある児童生徒

〈明確にする事項の例〉

- ・いつ(いつ頃から) ・どこで ・誰が
- ・何を ・どのように (態様)
- ・なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

【調査の開始】

いじめを受けた児童生徒,およびいじめを行った児童生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員、保護者に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行います。いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で調査に着手します。

P11

(5)調査結果の取扱い

教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について適切に提供します。また、教育委員会は、調査結果について市長に報告し、いじめを受けた児童生徒、またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。

(新設)

(新設)

・調査を始める前に対象児童生徒やその保護者への事前説明を行 う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通 理解を図る。また、関係児童生徒やその保護者への説明も行う。

【調査の方法】

- ・対象児童生徒や関係児童生徒から十分に<u>聴</u>き取るとともに、在籍 児童生徒や教職員、保護者に対する質問紙調査や<u>聴</u>き取り調査な どを行う。
- ・対象児童生徒からの<u>聴</u>き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取したうえで調査に着手する。
- ・対象児童生徒やその保護者が調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。

P12, 13

- (5)調査結果の説明・報告
- 教育委員会または学校は、対象児童生徒やその保護者に対して調査に係る情報提供および調査結果の説明を適切に行う。
- 教育委員会または学校は、対象児童生徒やその保護者に説明した 方針に沿って、いじめを行った児童生徒やその保護者に対しても調 査報告書の内容について説明を行う。
- 教育委員会は、<u>函館市総合教育会議において、</u>調査結果<u>を</u>市長に報告し、<u>対象</u>児童生徒またはその保護者が希望する場合には、<u>対象</u>児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

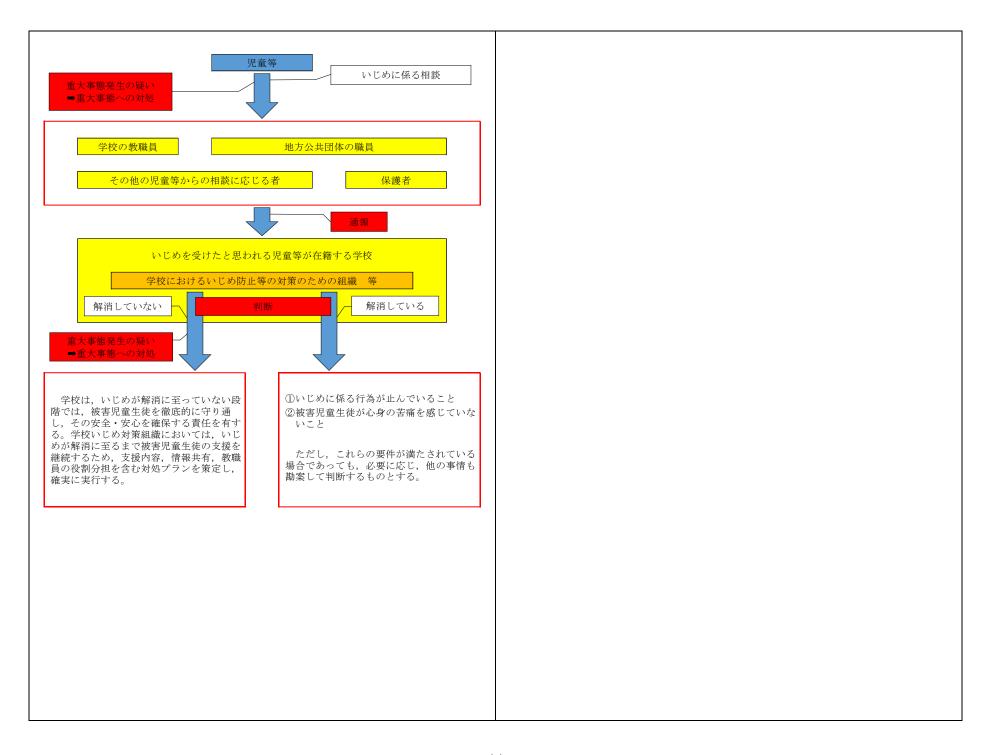
(6) 調査報告書で提言された再発防止策の実施

○ 教育委員会や学校においては、調査報告書の内容および提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応および組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

(7) 市長による再調査

- 市長による再調査は、教育委員会から調査結果の報告を受けた際に、当該重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると市長が認めるときに、重大事態調査の結果について調査を行うことができる。
- 再調査は、函館市いじめ問題再調査委員会において行う。
- 再調査結果を取りまとめた後は、対象児童生徒やいじめを行った 児童生徒、保護者への説明を行う。
- 法に基づき、函館市、教育委員会および学校は、当該事案への対 処や再発防止の取組を行う。
- 市長は、再調査の結果を市議会に報告する。

P12~14 参考 (削除) いじめの重大事態への対応 ■ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号) ■ いじめの防止等のための基本的な方針 (平成25年10月11日文部科学大臣決定(最終改訂平成29年3 月 14 日)) ■ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月 文部科学省) 1 いじめに対する措置 じめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われ その他の適切な措置をとるものとする。」とされている。



2 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめの防止等のための基本的な 方針」および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によ り適切に対応する。

(1) 重大事態の意味

「いじめにより」とは法第28条第1項の各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、同項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば

- ─ 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

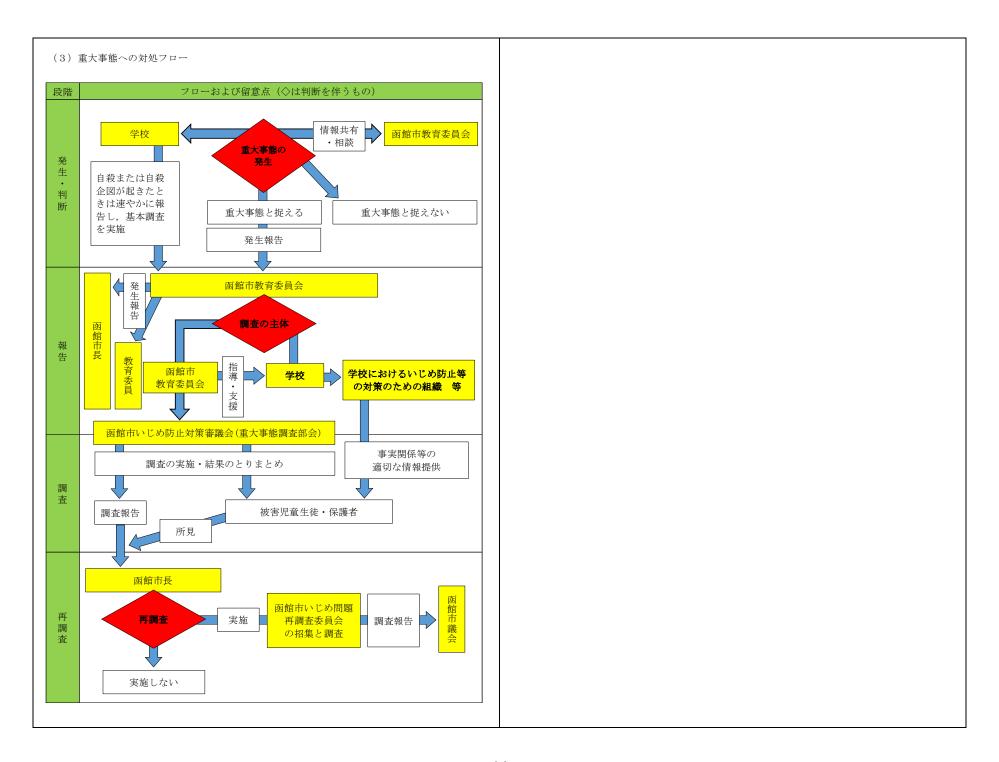
などのケースが想定される。

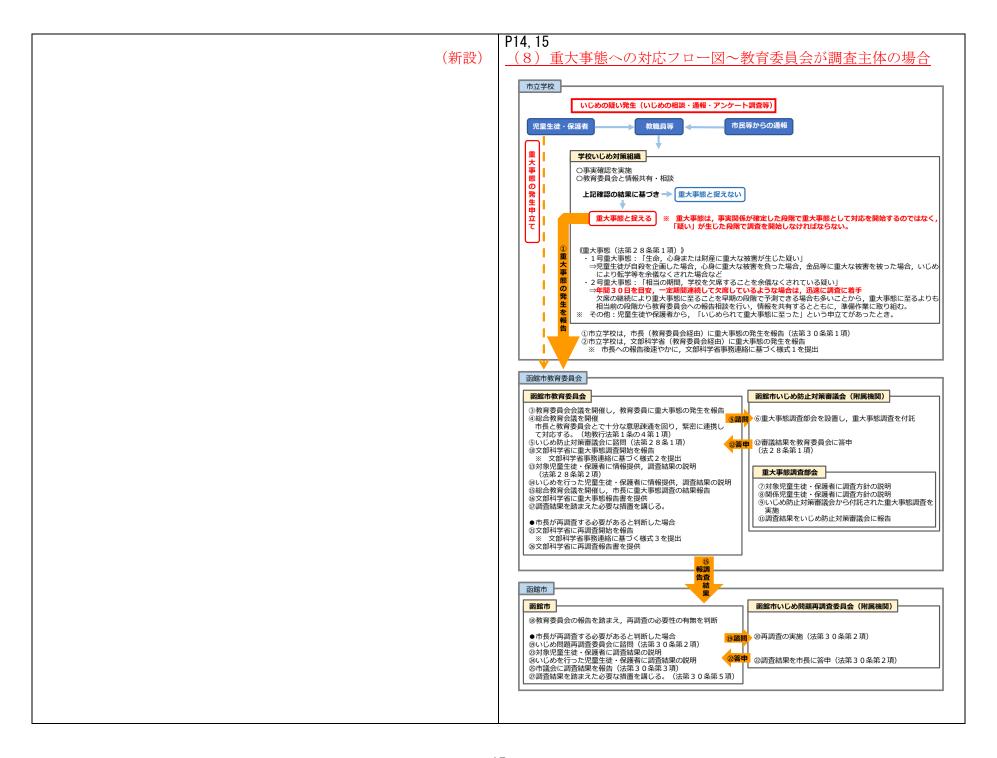
同項第2号の「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ 年間30日を目安とする。ただし児童生徒が一定期間連続して欠 席しているような場合には上記目安にかかわらず学校の設置者 または、学校の判断により迅速に調査に着手することが必要であ る。

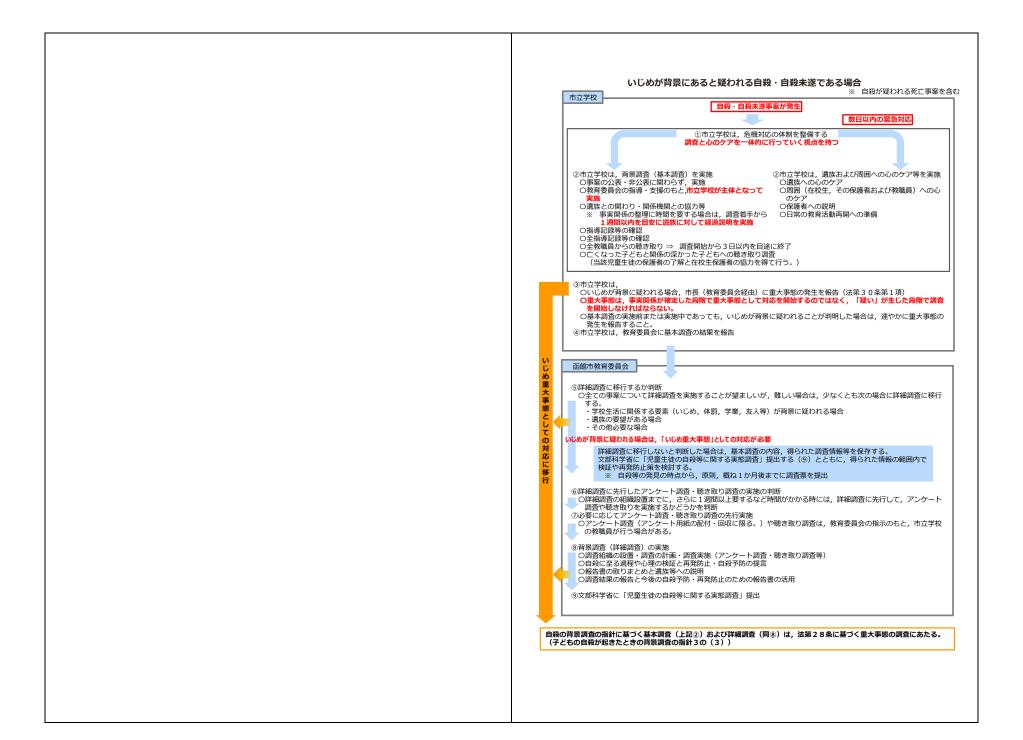
また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査の目的

民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的 とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事 案への対処および同種の事案の再発防止が目的である。







P15~17	P19~23 <u>資料</u>
函館市いじめ防止対策審議会条例	○ 函館市いじめ防止対策審議会条例
(中略)	(中略)
	○ 函館市いじめ問題再調査委員会条例
	(設置) 第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」
	という。)第30条第2項の規定による調査に資するため、函館市いじめ問題再調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
	(<u>) (</u> <u>) </u>
	る調査の結果について調査審議し、その結果を市長に答申するもの とする。 (組織)
	<u>(組織)</u> 第3条 委員会は,委員5人以内をもって組織する。 (委員等)
	第4条 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のう ちから市長が委嘱する。
	2 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱される
	3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退した後も同様を表する。
	いた後も同様とする。 (会長および副会長)
	第5条 <u>委員会に、会長および副会長各1人を置く。</u> 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
	3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を
	<u>代理する。</u> (会議)
	第6条 委員会の会議は、会長が招集する。
	3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことがで
	きない。 <u>4</u> 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数
	第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
	<u> </u>

P18~20 あとがき (中略) 【いじめ撲滅宣言】 (中略) 私たち一人ひとりは、かけがえのない人間です。 いじめは、心豊かで生き生きとした学校生活を奪い、命も奪いかね ない重大な人権侵害であることを深く認識し、いじめ撲滅に向けて一 人ひとりが行動を起こすために、次のことを宣言します。 (中略) 【函館市いじめ等対策委員会からのメッセージ】 (中略)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども未来部において処理する。 (補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事 項は、会長が委員会に諮って定める。

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

P16~18

あとがき

(中略)

【いじめ撲滅宣言】

(中略)

私たち一人一人は、かけがえのない人間です。

いじめは、心豊かで生き生きとした学校生活を奪い、命も奪いかね ない重大な人権侵害であることを深く認識し、いじめ撲滅に向けて一 人一人が行動を起こすために、次のことを宣言します。

(中略)

【函館市いじめ等対策委員会^{※5}からのメッセージ】

(中略)

※5 函館市いじめ等対策委員会:平成30年に当該委員会を廃止のうえ、函館市いじ め防止対策審議会内にいじめ防止対策部会を設置し、その機能を引き継いでい

P24

○ 相談窓口一覧

函館市教育委員会では、児童生徒が健やかに成長していくための一 助として,学校生活や家庭生活のことなどで悩んでいるお子さんや保 護者のために、「はこだて子どもホットライン (子どもの悩み相談電 話)」を開設しています。

相談窓口一覧

函館市教育委員会では、児童生徒が健やかに成長していくための一 助として、学校生活や家庭生活のことなどで悩んでいるお子さんや保 護者のために、「子どもの悩み相談電話」を開設しています。

- ◆ はこだて子どもほっとライン ◆
- □ はこだていじめ SOS ダイヤル

TEL 0 1 3 8 (5 7) 3 0 0 9

TEL 0 1 3 8 (5 7) 6 6 4 4

(函館市南北海道教育センター内)

相談日:毎週 月曜日~金曜日(祝日をのぞく) $8:45\sim17:30$

□ 函館市南北海道教育センター

TEL 0 1 3 8 (5 7) 8 2 5 1

□ 函館市教育委員会学校教育部教育指導課

TEL 0 1 3 8 (2 1) 3 5 5 7

下記の機関においても「電話相談」を受け付けておりますので、ご利用くだ さい。

□ 子ども何でも相談110番

0138 (32) 3192

□ 子ども人権110番

 $0\ 1\ 2\ 0\ -\ 0\ 0\ 7\ -\ 1\ 1\ 0$

□ 函館家庭生活カウンセラークラブ

月·水·金(10 時~15 時) 火·木(18 時 30 分~20 時 30 分)

0 1 3 8 (2 3) 4 1 8 8

木曜日(13 時~16 時)

0 1 3 8 (4 5) 5 5 8 1

火曜日(10 時~15 時)

0 1 3 8 (5 7) 6 1 6 1

□ はこだて子どもホットライン (子どもの悩み相談電話)

相談日 毎週月曜日~金曜日(祝日を除く。)

·時 間 8時45分~17時30分

・電話 0138 (57) 6644 (函館市こころの相談員相談電話)

0138 (57) 3009 (

0138 (57) 8251 (函館市南北海道教育センター)

下記の機関においても「電話相談」を受け付けておりますので、ご利用くだ さい。

□ 函館市子ども家庭センター 子どもなんでも相談110番

月(8時45分~19時) 火~金(8時45分~17時30分) 0800-800-0879 ※ 祝日を除く。

0138 (32) 3192

(子ども専用電話)

□ 函館地方法務局 子どもの人権110番 月 \sim 金 (8時30分 \sim 17時15分) 0120-007-110

□ 法務少年支援センターはこだて

月~金(9時~17時)

0 1 3 8 (3 0) 7 8 7 7

※ 12時~13時および祝日を除く。

函館市いじめ防止基本方針 ・平成29年2月策定 ・平成30年3月改訂 ・令和元年10月改訂 ・令和 年 月改訂 発行/函館市教育委員会(学校教育部教育指導課) 〒040 - 8666 函館市東雲町4番13号 電話 0138-21-3557 ファックス 0138-26-7901 電子メール shidou@aity bakedata bakkaida in
電子メール shidou@city.hakodate.hokkaido.jp